

名古屋市告示第218号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 8年 5月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医療機関名	所在地	休止年月日
安井クリニック	名古屋市名東区名東本通 4丁目26番地	令和 7年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	休止年月日
医療法人コジマ会 V i v o丸の内デ ンタルクリニック	名古屋市中区丸の内一丁目 2番 6号	令和 7年11月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	休止年月日
プラチナ薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤里町 401番地	令和 8年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課